

日本渡航医学会検疫部会規定

（検疫部会の設置及び規定）

第1条 日本渡航医学会定款第50条及び第51条に基づき検疫部会を設置し、この規定により検疫部会を運営する。

（検疫部会の目的）

第2条 本部会は、検疫に関心のある学会員の活動を通して、海外渡航者の健康に関する諸問題に取り組み、海外渡航者の健康増進に関する本部会員の知識、技能の向上、発展に努めることを目的とする。必要に応じて他の部会等との積極的な連携を図るものとする。

（検疫部会の活動）

第3条 本部会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 検疫部会・交流会の開催
2. 部会員の人材育成
3. 社会に対する検疫制度の普及啓発活動
4. その他本部会の目標達成に必要な事業
5. 事業の成果についての定期的な報告

（検疫部会会員）

第4条 検疫部会会員は、日本渡航医学会会員のうち検疫部会の目的に賛同する者で、学会所定の参加手続きを終えた者とする。検疫所での勤務経験、職種は問わない。

（検疫部会運営委員会）

第5条 検疫部会を運営するため、検疫部会運営委員会を日本渡航医学会事務局内に置く。

（委員）

第6条 運営委員会は次の委員により構成する。

- ・ 部会長 1名
 - ・ 副部会長 1名
 - ・ 運営委員 若干名
- 2 部会長は委員の互選により選出し、副部会長は部会長が指名した者とする。

(部会長等)

第7条 部会長は部会を代表し、部会の事業と統括する。

2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(部会長等の任期)

第8条 部会長を含む委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(検疫部会の運営経費)

第9条 検疫部会の会費は、徴収しない。

2. 日本渡航医学会 学会会計に必要経費を計上し、給付補助を申請する。

3. 検疫部会・交流会は、会費制にすることができる。

(検疫部会規定の改正)

第10条 本規定の改正は、検疫部会運営委員会にて協議のうえ理事会に提出し、その承認を得なければならない。

附則

1. 本規定は、2019年10月17日から施行する。